

全 員 協 議 会 会 議 録

(平 成 1 9 年 6 月 1 2 日)

- 1 . 各一部事務組合の現況と経過報告

む つ 市 議 会

むつ市議会全員協議会会議録

開会の日時 平成19年6月12日(火) 午後 3時10分開会
午後 3時21分閉会

場 所 下北文化会館展示ホール

出席議員 (55人)

1番	山本留義	2番	白井二郎
3番	村中徹也	4番	堺孝悦
5番	川端一義	6番	川下八十美
8番	菊池一郎	9番	新谷功
10番	瀨田栄子	11番	高田正俊
12番	村川壽司	13番	東健而
14番	澤藤一雄	15番	石田勝弘
16番	富岡幸夫	17番	杉浦守彦
18番	柴田峯生	19番	久保田昌司
20番	横垣成年	21番	工藤孝夫
22番	大澤敬作	24番	松野裕而
26番	東谷良久	27番	佐々木隆徳
29番	竹本強	30番	坂井一利
31番	福永忠雄	32番	板井磯美
33番	飛内賢司	34番	赤松功
35番	田澤光雄	36番	徳誠
37番	佐々木肇	38番	鎌田ちよ子
39番	菊池広志	40番	野呂泰喜
41番	杉浦洋	42番	千賀武由
43番	目時睦男	44番	田高利美
45番	澤田博文	46番	菊池清
48番	工藤清四郎	49番	服部清三郎
50番	杉本清記	51番	慶長徳造
52番	佐藤司	55番	本間千佳子
56番	半田義秋	57番	坪田智十司
58番	斉藤孝昭	59番	中村正志
60番	富岡修	61番	川端澄男

6 2 番 宮 下 順 一 郎

欠 席 議 員 (6 人)

7 番 小 林 正	2 3 番 千 船 司
2 5 番 東 谷 正 司	2 8 番 立 石 政 男
4 7 番 柏 谷 均	5 3 番 工 藤 直 義

○ 説 明 の た め 出 席 し た 者

市 長 職 務 代 理 者 副 市 長	田 頭 肇
収 入 役	田 中 實
教 育 長	牧 野 正 藏
公 営 企 業 管 理 者	杉 山 重 一
總 務 部 長	齋 藤 純
總 務 部 理 事 出 納 室 長	西 堀 敏 夫
企 画 部 長	阿 部 昇
企 画 部 理 事	近 原 芳 栄
民 生 部 長	佐 藤 吉 男
保 健 福 祉 部 長	佐 藤 節 雄
經 済 部 長	佐 藤 純 一
建 設 部 長	成 田 豊
建 設 部 理 事	石 田 三 男
教 育 部 長	新 谷 加 水
公 営 企 業 局 長	小 川 照 久
總 務 部 次 長	工 藤 武 勝
企 画 部 次 長	千 船 藤 四 郎
企 画 部 副 理 事 企 画 課 長	奥 島 慎 一
企 画 部 副 理 事 財 政 課 長	鈴 木 克 郎
川 内 庁 舎 所 長	工 藤 昭 治
大 畑 庁 舎 所 長	伴 邦 雄
脇 野 沢 庁 舎 所 長	船 澤 桂 逸
總 務 部 總 務 課 長	松 尾 秀 一
總 務 部 總 務 課 行 政 係 長	吉 田 真
總 務 部 總 務 課 行 政 係 主 査	澁 田 剛

○事務局出席者

事務局長	小島昭夫	次長	高田文明
総括主幹	工藤昌志	総括主幹	柳田諭
庶務係長	金澤寿々子	庶務系主任	濱村勝義
調査係主査	石田隆司	議事係主任	葛西信弘
議事係主事	井戸向秀明		

(午後 3時10分 開会)

○議長(宮下順一郎) ただいまから全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、各一部事務組合の現況と経過報告を受けることになっております。

市長職務代理者副市長から、各一部事務組合の現況と経過報告をお受けいたします。市長職務代理者副市長。

(田頭 肇市長職務代理者副市長登壇)

○市長職務代理者副市長(田頭 肇) 各一部事務組合の現況と経過について、その概要をご報告申し上げ、協議の参考に供したいと存じます。

最初に、一部事務組合下北医療センターについてであります。平成19年3月29日に開会されました組合議会第108回定例会に提案され、可決及び承認されました9議案についてご説明いたします。

まず、議案第1号 一部事務組合下北医療センター国民健康保険川内病院特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、医師の確保及び定着の一環として、平成19年4月からむつ総合病院においても川内病院同様に特別理事を置くこととしたものであります。

次に、議案第2号 一部事務組合下北医療センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、国家公務員の勤務時間、休日及び休暇に関する人事院規則の改正に準じて、休息時間を廃止することとしたものであります。

次に、議案第3号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、人事院の国会及び内閣に対する公務員給与についての勧告にかんがみ扶養手当の支給額を改正するとともに、定率または定額となっております管理職手当を、一律に定額制へ移行することとしたものであります。

次に、議案第4号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、佐井診療所の職員につきまして、佐井村に準じ、昨年度に引き続き平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における給料月額100分の2を減額するとともに、期末手当及び勤勉手当の額の100分の5を減額することとしたものであります。

次に、議案第5号 一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、指定管理者制度の導入に伴う条文整備を行ったものであります。

次に、議案第6号 一部事務組合下北医療センター総務費に係る負担金の平成19年度分賦につき承認を求めることについてであります。これは、平成19年度の議会費を除く総務費の構成市町村の分賦について承認を得たものであります。

次に、議案第7号 平成18年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。これは、給与費、市町村負担金・補助金及び建設改良費について補正したものであります。

次に、議案第8号 平成19年度一部事務組合下北医療センター予算についてご説明いたします。

最初に、業務の予定量についてであります。病床数は729床、患者数は入院患者を年間延べ21万14人、外来患者を年間延べ48万7,571人と見込んでおります。

次に、収益的収入及び支出についてであります。収入では、本部収益及び病院事業収益で137億4,160万2,000円、これに対する支出は、組合事務費である総係費及び病院事業費用で130億1,294万7,000円を予定し、差し引き7億2,865万5,000円の税込純利益となる収支計画となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。収入では企業債及び負担金等で3億7,046万円、これに対する支出では、建設改良費及び企業債償還金で8億1,823万5,000円を予定しております。

なお、施設ごとの病床数等につきましては、お手元に資料を配布しておりますので、省略させていただきます。

次に、議員提出議案第1号 看護師の増員を求める意見書についてであります。これは、医療及び看護業務の充実を図るため、国に対し、看護師の増員を要望するものであります。

次に、下北地域広域行政事務組合についてであります。平成19年3月26日に開会されました組合議会第86回定例会に提案され、可決及び承認されました6議案1報告についてご説明いたします。

最初に、議案第1号 下北地域広域行政事務組合条例を左横書きとする措置及び用語等の統一に関する条例についてであります。これは、現に効力を有する条例の書式をデータベース化に適した左横書きとし、合わせて用語、用字等の表記の統一を図るためのものであります。

次に、議案第2号 下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、一部事務組合下北医療センター議案でご説明申し上げたものと同様のものであります。

次に、議案第3号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、人事院の国会及び内閣に対する公務員給与についての勧告にかんがみ、扶養手当の支給額を改定し、及び特殊勤務手当の支給対象から管理職職員を除くとともに、所要の条文整備をしたものであります。

次に、議案第4号 下北地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、特殊勤務手当の種類等を見直し、職員給与の適正化を図るためのものであります。

次に、議案第5号 平成18年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。これは、決算見込み等により補正したものであります。

次に、議案第6号 平成19年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出とも58億5,209万2,000円となっております。

次に、報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。これは、平成18年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算でありまして、仙台防衛施設局からの特定屋外タンク貯蔵所の設置申請に対する危険物設置審査業務に係る予算措置に急を要したことから専決処分し、報告したものであります。

なお、2月1日後の医師の異動については、お手元に資料を配布しておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上、各一部事務組合の現況と経過の概要をご報告申し上げた次第であります。

○議長（宮下順一郎） これで市長職務代理者副市長の報告を終わります。

合併以降、全員協議会では主として市長より各一部事務組合の現況と経過報告を受け、報告の内容と各組合の現況について質疑応答を行ってまいりました。しかしながら、二つの一部事務組合の管理者でもありました杉山市長の急逝により、現在両一部事務組合の管理者は不在となっております。

先ほどの市長職務代理者副市長の発言の内容及び先日開催された会派代表者会議におきまして、今定例会で開催される全員協議会については、両組合の管理者不在の状況を十分に考慮して、資料の提出のみとし、質疑応答は行わないことが各代表から了承されたことを踏まえまして、質疑応答は行わず、本日はこの程度にとどめたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。本日の全員協議会は、これで閉会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。

よって、本日の全員協議会はこれで閉会いたします。

午後 3時21分 閉会

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会議長 宮 下 順一郎